

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年11月11日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第17号

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～11 （略） <u>（特定退職者に関する暫定措置）</u>	附 則 1～11 （略）
<u>12 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第20条の規定の適用については、同条中「及び退職勧奨を受けて退職した者」とあるのは「、退職勧奨を受けて退職した者及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者」とする。</u>	
13 （略）	12 （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程附則第12項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。